

## 北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則(昭和41年規則第27号)に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、商店街等又は協議会等が自ら行う、商店街等の賑わいづくりにつながるイベントその他の事業を支援することにより、商店街等の活性化及び魅力向上を図り、もって商店街等の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1)商店街等

次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は協業組合であって、近接して事業を営む組合員で構成され、かつ、総組合員のうち小売商業又はサービス業を営む者が2分の1以上を占める団体

ウ 法人格を有しない4人以上の構成員を有する、前各号に準ずる団体及びその連合組織

#### (2)協議会等

商店街等を含む複数の団体により構成される連携体をいう。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、前条に定める者とし、本要綱に基づいた手続きにより募集する。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を補助事業者としない。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

(2)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、商店街等の活性化、魅力向上を図り、商店街等の振興に寄与する事業とする。

(審査)

第6条 市長は、補助金の効果的かつ円滑な執行を図るため、補助事業者の選考を行うものとする。

2 前項の選考を受けようとする者は、市長が定める期日までに、事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出するものとする。

3 市長は、提出された事業計画書等の内容を踏まえ、事業の趣旨、公益性、実現可能性その他必要な観点から総合的に審査し、その結果を選考対象者に通知するものとする。

4 市長は、選考に当たり、必要に応じて専門的知見を有する者の意見を参考にすることができる。

5 第3項の通知は、補助金の交付を約するものではなく、補助金の交付は、第15条に規定する交付決定により行われるものとする。

6 市長は、予算の範囲内で補助金を適正に配分する必要があると認めるときは、前項の通知において、申請に当たり目安となる補助金額を示すことができる。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、別表1に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象としない。

(1)商店街等及び協議会等の運営に係る経常的な経費

(2)安売りを目的とする経費

(3)飲食に係る経費(使い捨ての紙容器、割箸等を除く)

(4)販売を目的とした物品の購入費

(5)景品又は消費者に贈与する商品等の購入費

(6)商店街等の構成員に対する役務の対価として支払う経費

ただし、第11条に規定する商店街内調達に基づく商行為の実費は、この限りでない。

(7)減価償却資産に該当する物品の購入費

ただし、リース又はレンタルより購入の方が安価であると市長が認める場合は、この限

りでない。

## (8)消費税及び地方消費税

(調達方法に関する補助対象経費の取扱い)

第8条 補助対象事業に係る補助対象経費について、当該物品又は役務がリース、レンタルその他購入以外の方法により調達可能な場合は、当該方法による費用を補助対象経費とする。

2 前項の場合において、購入による費用と、リース、レンタルその他購入以外の方法による費用を比較し、購入による費用の方が安価であると市長が認めるときは、購入による費用を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から次項から第5項までの規定により控除すべき額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とし、予算の範囲内において市長が決定する。ただし、その額は50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

3 補助対象経費について、国、県その他の団体から補助金等の交付を受け、又は受けることが決定している場合は、補助対象経費から当該金額を控除する。

4 前項の規定にかかわらず、同一の補助対象事業について、福岡県が交付する補助金であって、市長が本補助金の目的に照らし適当と認めるものについては、これを前項に規定する補助金等に含めないものとする。

(補助金の交付申請・電子申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、申請を行わせることができる。

3 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した前項の規定により行われたものとみなす。

4 補助事業者が同一年度内に行う補助金の交付申請は、1回限りとする。

5 第2項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該市の機関等に到達したものとみなす。

(発注に関する基本方針)

第11条 補助対象事業に係る物品の購入及び役務の提供の発注については、市内経済の活性化及び地元企業の育成を図る観点から、市内の事業者を優先するよう努めるものとする。

2 補助事業者は、本補助金の目的に鑑み、商店街等又は協議会等の構成員から物品の購入又は役務の提供を受けることができる。

3 前項の場合において、市場価格と比較して著しく高額であると市長が認めるときは、その差額を補助対象経費としない。

(市内事業者への発注の原則)

第12条 補助対象経費のうち、次に掲げる経費については、市内の事業者が発注するものとする。

(1)工事費

(2)会場関係費(会場設営撤去費、リース・レンタル料その他これらに類する費用)

(市外事業者への発注の例外)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市外の事業者が発注することができる。

(1)既存の設備等の修繕又は改修であって、市内の事業者では対応できない場合

(2)特殊な技術、経験又は専門的知識を要することにより、市内の事業者では対応できない場合

(3)市外の事業者からでなければ調達することができない物品又は役務である場合

(4)その他、事業の性質上、市長がやむを得ないと認める場合

2 前項の規定により市外の事業者が発注しようとするときは、補助事業者は、市内企業に発注できない理由書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第14条 市長は、第10条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の

交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(変更等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助金の額に変更が生ずる場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項にかかわらず、次の軽微な変更については、前項の申請を要しない。

(1)事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ補助金の増額を伴わないもの

(2)収支計画の経費の配分変更であって、補助金の増額を伴わないもの

3 市長は、前項に規定する変更申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から20日以内に補助金実績報告書(第6号様式)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の内容及び成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知しなければならない。

2 補助金の額の確定に当たり、当該補助事業の実施に伴う収入があり、補助を受けることによって利益が生ずる場合は、補助金の額から利益相当額を控除する。

(補助金の概算払及び精算払)

第18条 補助金は、前条の規定により確定した額に基づき、精算払の方法により交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の円滑な実施のため特に必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内において、概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 3 概算払を受けようとする補助事業者は、概算払請求書(第8号様式)により請求しなければならない。
- 4 補助事業者は、前条の規定による額の確定後、既に交付を受けた額が確定額を超えるときは、その超える額を市長が指定する納期限までに返還しなければならない。

(取消し及び返還)

第19条 市長は、補助事業者が本要綱その他の法令等に違反した場合その他補助金の交付の目的若しくは趣旨に照らし不相当であると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を命ぜられた補助金は、市長が指定する納期限までに返還しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が定める。

(附則)

- 1 この要綱の施行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- 2 従前の北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱及び北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要領は、廃止する。

別表第1（第7条関係）

経費区分	内容
広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、懸垂幕）等の印刷、制作費、新聞折込み料、メディア掲載費等
報償費 （旅費含む）	講師や出演者に支払う謝礼金等
会場関係費	会場設営撤去費、会場使用料、設備等のリース料・使用料等
委託費	イベント運営費、人材派遣費用等
事務費	アルバイト賃金、事業に必要な物品や消耗品費、通信運搬費等
工事費	事業を行うために必要な工事
その他	市長が特に認める経費

備考

- 1 販売目的の商品購入費、イベントの景品、飲食代、備品等の購入、商店街等及び協議会等の構成員に対する役務費等は補助対象外とする。
- 2 対象経費については、必ず見積書を提出すること。  
ただし、見積書の取得が困難な場合は積算根拠資料を作成し、提出すること。
- 3 見積書が複数枚ある場合は、番号を付して、一覧表を備えること。